

＊被扶養者の認定に必要な証明書類の一覧表

証明書の種類 被扶養者の内訳	(1) 在学 証明書	(2) 非課税 証明書	(3) 年金やその他の 収入の金額が確 認できるもの	(4) 住民票 (続柄記載)	(5) 戸籍謄本	(6) 送金の額 を証明す るもの	(7) 生計維持 関係 現況書
《被保険者と同居》 ＊16才以上の子で昼間 学生の者（養子を含む）	○				養子 ○		
＊16才以上の子で無職 の者（養子を含む）		○			養子 ○		○
＊被保険者の父母 （養父母を含む） 祖父母・孫・弟妹		○	○		（実父母以外） 養父母 ○		○
＊上記以外の被扶養者 兄・姉・義父母・叔父・ 叔母・甥・姪		○	○	○			○
＊内縁の配偶者				○	双方の戸籍謄本 ○		
《被保険者と別居》 ＊16才以上の子で昼間 学生の者（養子を含む）	○				養子 ○		
＊16才以上の子で無職 の者（養子を含む）		○			養子 ○	○	○
＊被保険者の父母 （養父母を含む） 祖父母・孫・弟妹		○	○		（実父母以外） 養父母 ○	○	○

※20歳以上60歳未満の配偶者を扶養申請される場合「国民年金第3号被保険者関係届」が必要です。

注：無職の配偶者（内縁関係を除く）及び16歳未満の子は、上記証明書等の必要はありません。

ただし、収入のある配偶者の場合は給与明細（三ヶ月程度）を添付

各種年金等の収入のある配偶者の場合は年金振込通知書等の写し

(1) は、在学証明書の写し・学生証明書の写し

(2) は、市区町村長等が証明するもの。

非課税証明書が取れない場合は民生委員の証明

ただし、60歳以上で、年金支給額の明らかな書類がある方については必要ありません。

(3) は、各種年金、恩給、家賃収入、農業収入等すべての収入を含みます。

前記の収入を明らかにする書類（例・・・年金裁定通知書、年金振込通知書等の写し、課税証明書等）

雇用保険（失業保険）を受給されている方は、雇用保険受給資格者証（写し）

(4) は、被保険者と同一世帯の住民票（続柄記載）

(5) は、養子・養父母等、または組合が必要とした方は、戸籍謄本を添付

(6) は、現金書留・銀行振込等、被保険者から被扶養者への送金額を明らかにする書類（直近数ヶ月分）

手渡しの場合は手渡される被扶養者が手渡しで受け取っている旨、月額等を記載し署名捺印した書類

(7) 障害者の方については、障害者手帳の写しを添付

その他健保組合が必要と認めた書類

＊被扶養者の状況は、個別に異なりますので、上記のほかにも証明書類などを提出していただく場合もありますのでご了承ください。